

区分・種別	県指定無形民俗文化財		
名称	かわべしめかぐら 河辺鎮縄神楽		
所在地	大洲市肱川町山鳥坂		
所有者		保護団体	山鳥坂鎮縄神楽保存会
指定年月日	昭和45年3月27日 県無形文化財	昭和52年1月11日	県指定替え
解説	<p>神楽の伝承されている旧山鳥坂村は、肱川の支流である河辺川右岸の山間部に位置している。この神楽は、地元では「山鳥坂鎮縄神楽」とも呼ばれており、3月下旬に天満神社（月野尾）、4月中旬に三島神社（中野）など、旧「川邊郷」とその周辺の神社に奉納されている。鎮縄神楽部使用の神楽本には、18世紀後半から19世紀初めにかけて、神官の鎌田五根（旧櫛生村三島神社神主）と佐伯守沖（旧北表村三島神社神主）が神歌を教化のため、選定したとある。「鎮縄」の名は神楽本の「御鎮縄引ク神室ノ内ニカカヤクハシメノ光リカ御鎮縄ノ光リカ」に由来する。演目は、「清祓」「手草の舞」「白蓋の舞」「二天の舞」「弓の舞」「山王の舞」「御鏡の舞」「日本武尊の舞」「恵比須の舞」「長刀の舞」「四天の舞」「鬼神の舞」「大蛇退治の舞」「鎮火の舞」「岩戸開の舞」「王神立」の16座からなる。神楽が終わると神送りがあり、手水解斎の儀を行うなど古風をとどめているという。楽器は大太鼓、小太鼓、笛、手拍子で構成されている。この神楽は出雲流の岩戸神楽の系統に属している。</p>		

